

愛知きわみ看護短期大学履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知きわみ看護短期大学（以下「本学」という。）学則に定めるもののほか、授業科目（以下「科目」という。）の履修、試験及び進級の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(必修・選択科目)

第2条 愛知きわみ看護短期大学学生（以下「学生」という。）は、学則別表1に定める必修科目のほか、同別表2に定める卒業に必要な単位数以上の選択科目を履修しなければならない。

- 2 科目の履修に当たっては、履修する科目の受講要件を満たしていなければならない。この場合において、受講要件を満たしていない場合は、当該科目を受講することはできない。
- 3 学則別表1に定める授業科目のうち、履修希望者が2人以下の選択科目については開講しない場合がある。

(履修届)

第3条 学生は各年度に履修する選択科目について、所定の期日までに履修届（別記第1号様式）を学長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 学生は、前項の届けをした後、任意に履修科目を変更し、又は、届け出た科目の履修を放棄することはできない。
- 3 単位を修得した科目は、再び履修することができない。

(単位の認定)

第4条 各科目の単位の認定は試験等にて評価を行い、合格者に所定の単位を与えるものとする。

(試験の方法)

第5条 試験は、科目別にその科目の担当教員がこれを行う。ただし、担当教員に事故のある場合は、他の教員が代わってこれを行うことができる。

(受験資格)

第6条 定期試験は、原則として各試験科目の授業時間数の3分の2（看護学実習については5分の4）以上出席しなければ、受験することができない。

- 2 病気その他やむを得ない事由により前項に定める時間数に満たない者は、当該科目の担当教員が成業の見込みがあると認め、かつ、教授会の承認を得た場合に限り受験することができる。

(定期試験)

第7条 定期試験は、各科目の所定の授業終了後行うものとする。

(追試験)

第8条 追試験は、原則として病気その他やむを得ない事由により定期試験を欠席したものに對して行うものとする。

- 2 前項に規定する追試験を受けようとする者は、追試験受験願（別記第2-1号様式）に医師の診断書その他理由を証する書類を添え、定期試験終了後所定の期日までに学長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 追試験の成績の評価は、B・C・Dの3段階とする。

(再試験)

第9条 定期試験又は追試験において不合格となった者に対しては、当該担当教員の判定に基づき、1回に限り再試験を行う場合がある。

2 前項に規定する再試験を受けようとする者は、再試験受験願(別記第2-2号様式)に再試験料を添えて原則3日以内に学長に提出しなければならない。

3 再試験の成績の評価は、C・Dの2段階とする。

(成績の評価)

第10条 試験等の成績の評価は、百点を満点とし、その科目の担当教員が次の基準により行う。

試験等成績	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
定期試験評価	A	B	C	D
追試験評価	B	B	C	D
再試験評価	C	C	C	D
判定	合格	合格	合格	不合格

2 前項の成績評価に対してグレードポイントを与える。Aは3、Bは2、Cは1、Dは0とする。ただし、成績評価が「認定」の科目、自由科目の単位数は含めないものとする。

3 2人以上の教員により授業が分担される科目については、当該教員の合議により、成績の評価を行う。

4 試験を受けなかった者及び履修を途中で放棄した者は「不合格」とする。

5 合否が確定せず単位が未認定の者は「保留」と表記し、進級判定会議における最終評価の後C又はDとして表記される。

6 入学時に既修得単位として認定された科目については「認定」と表記する。

(筆記試験時の入退室)

第11条 筆記試験等の入退室については、次の各号に定めるところによる。

一 試験開始時刻より30分以上遅れた者は、試験室に入室することができない。

二 試験開始後30分を経過するまでは、試験室から退室することができない。

(試験における不正行為)

第12条 試験において不正行為があったときは、その試験期間中(前期あるいは後期)に受験した科目を無効とする。無効となった科目については、次年度、原則試験のみの履修とする。

2 不正行為があったとみなされた学生は、審議結果が出るまで受験することはできるが、受験結果は「保留」とする。

3 試験監督の指示に違反した場合は、不正行為があったものとみなす。

(進級の制限)

第13条 学長は、教授会の議を経て、各学年において履修する必修科目及び選択科目の単位を修得できなかった者を、次学年へ進級させないものとする。

(再履修)

第14条 前条の規定により進級できなかった者は、再履修する。

2 履修(選択)する授業科目は、原則としてそれぞれの学年の当該学期内に配当されている授業科目とする。

3 やむを得ない事由により前項に定める履修が不可能な者は、教授会の承認を得た場合に限り上位の学年の科目を履修することができる。

(除籍)

第15条 学長は、教授会の議を経て、同一学年に2年在学し、なお進級できなかったものを、学則第19条の規定により除籍することができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

中略

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

愛知きわみ看護短期大学履修規程取扱い

(趣 旨)

第1条 本学の履修規程第9条(再試験)の施行については下記の通り定めるものとする。

(再試験について)

第2条 定期試験又は追試験の不合格者は、速やかに「再試験受験願」(別記第2-2号様式)を提出し、担当教員の判定により再試験を行うことができる。

(再試験手続き)

第3条 再試験を受ける者は、「再試験受験願」に必要事項を記入して、「再試験料」(1科目)2,000円を添えて、学務課に提出する。

2 再試験手続きには「再試験料納入受領書」を発行する。

3 受験生は受験時に必ず「再試験料納入受領書」を呈示しなければならない。

(再試験日)

第4条 再試験日は、担当教員の決定により、掲示する。

附 則

この取扱いは、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成24年 4月 1日から施行する。